

1 市 2 町（宇都宮市，旧上河内町及び旧河内町）
による合併報告書

平成 2 9 年 4 月

宇都宮市

目 次

I	序章	1
1	報告書について	1
II	合併について	2
1	合併の概要	2
2	合併の経緯	3
III	取組状況及び成果	4
1	合併協定書における協定項目について	4
2	地域自治制度について	2 1
3	合併まちづくり計画について	2 5
IV	合併の総括	3 5
V	持続的に発展するまち・うつのみやを目指して	3 6

I 序章

1 報告書について

これまで、本市では、平成19年3月の旧上河内町及び旧河内町との合併以降、それぞれの地域の文化や伝統を尊重しながら一体感の醸成に努め、地域の個性と特性を最大限に生かした魅力と活力あるまちづくりを進めてきた。

そのような中、平成28年度に、上河内地域及び河内地域に導入した「地域自治制度」に基づく附属機関である地域自治会議の設置期間や、「合併市町村基本計画（以下「合併まちづくり計画」という。）の期間が終期を迎えたことなどから、合併後10年の節目として、本報告書を取りまとめる。

(1) 目的

「合併協定書」に基づき進めてきた、今後の宇都宮市域全体の発展に資するよう、身近な場所での総合的なサービスの提供と魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出を目指した「地域自治制度」や、新市全体の発展に向けた目標や施策を明らかにした「合併市町村基本計画（以下「合併まちづくり計画」という。）」におけるこれまでの取組状況や成果などを一般的に振り返る。

(2) 対象期間

合併時（平成18年度）から平成28年度まで

Ⅱ 合併について

1 合併の概要

(1) 合併方式

編入合併（河内郡上河内町及び同郡河内町を廃し，その区域を宇都宮市に編入）

(2) 合併期日

平成19年3月31日

(3) 新市の名称

宇都宮市

(4) 事務所の位置

宇都宮市役所〔宇都宮市旭1丁目1番5号〕

(5) 人口

502,396人（平成17年「国勢調査」）

〔宇都宮市：457,673人，上河内町：9,547人，河内町：35,176人〕

(6) 面積

416.84km²（平成18年「国土地理院調」）

〔宇都宮市：312.16km²，上河内町：56.96km²，河内町：47.72km²〕

(7) 合併を必要とした理由

ア 日常生活圏と一体的な行政経営

交通網の発達や自動車の普及，情報ネットワークの整備などにより，日常生活における行動範囲が大きく変化してきたことに伴い，一体的な行政サービスを必要とする範囲も基礎自治体の区域を越えて拡大してきたが，行政区域の違いによるサービスの格差の問題など，複数の自治体による運営の限界が生じてきたことから，住民の日常生活圏に合わせた区域を一つの政治機能・行政体で運営する必要があった。

イ 地方分権の進展と住民自治の拡充

地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため地方分権が推進されてきたことに伴い，市町村が自らの責任と判断で創意工夫を凝らしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められてきた。

また，社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりを見せており，住民がその自覚と責任に基づき，積極的に地域の自治を担うことにより，自立した地域社会を形成する必要があった。

ウ 少子・高齢化と人口減少への対応

本地域において，人口減少過程に入るとともに，生産年齢人口の減少による税収入など

の減少と、高齢化に伴う扶助費などの増加が見込まれ、行政運営に当たっては厳しい財政状況に十分配慮していく必要があった。

さらに、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化し、福祉サービスなどの行政サービス水準の維持・向上が困難な状況に直面するなど、単独の自治体による運営の限界が予測されていたことから、合併により一定の水準の歳入を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があった。

エ 地域経済・産業の振興

本地域においては、バブル経済崩壊後の低迷期を経て、景気は回復基調にあったが、中小企業を取り巻く環境などは依然として厳しい状況が続いてきた。

また、郊外に大型小売店が相次いで開業したことなどにより、商業の拠点となるエリアの分散化が進んでいた。

このような状況を踏まえ、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化を図り、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業を発展させていく必要があった。

2 合併の経緯

年月日	主な事項
平成18年 7月24日	宇都宮市、上河内町、河内町議会において、合併協議会設置議案を可決
7月25日	「宇都宮地域合併協議会」を設置 - 県知事に合併協議会の設置を届出
7月31日	第1回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置等を承認
8月10日	第2回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 一般職の身分の取扱い、財産の取扱い、特別職の身分の取扱い等を承認
9月1日	第3回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 議会の議員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、町名・字名の取扱い等を承認
9月28日	第4回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 合併期日、使用料・手数料の取扱い、補助金・交付金の取扱い等を承認
10月20日	- 第5回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 合併市町村基本計画、地域自治制度の取扱い、契約事務の取扱い等を承認 - 合併協定調印式
10月30日	宇都宮市、上河内町、河内町議会において、合併関連議案を可決
11月1日	県知事に合併申請書を提出
12月18日	県議会において、廃置分合議案を可決
12月20日	- 県知事が廃置分合を決定 - 県知事から総務大臣に配置分合の届出
平成19年 1月19日	総務大臣による市町の廃置分合告示
1月31日	第6回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 地域自治センターで行う事務事業等を承認
2月26日	第7回宇都宮地域合併協議会開催 ⇒ 宇都宮地域合併協議会の廃止等を承認
3月30日	宇都宮地域合併協議会廃止
3月31日	合併

Ⅲ 取組状況及び成果

1 合併協定書における協定項目について

協定項目には、合併の方式、新市の名称等の「基本項目」、地方税の取扱い、一般職の身分の取扱い等の「市町村の合併の特例に関する法律」による「合併に基づく協議事項」、財産の取扱い、各種事務事業の取扱い等の「その他の協議事項」及び「合併まちづくり計画」がある。

本合併においては、「基本項目」として4項目、「合併に基づく協議事項」として4項目、「その他の協議事項」として13項目、「合併まちづくり計画」として1項目の全22項目を協定内容とし、それらの基礎となる2,062の事務事業に関する調整の方向性及び時期について協議を行った。

合併からこれまでの取組状況としては、合併時に2,019事業の調整を行い、残り43事業についても平成25年度までに調整が終了し、事務事業を円滑に執行している。

【基本項目】

No.	協定項目	協定内容	合併からこれまでの取組状況
1	合併の方式	合併の方式は編入とし、河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入するものとする。	合併の方式は編入とし、河内郡上河内町及び同郡河内町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入した。
2	合併の期日	合併の期日は、平成19年3月31日とする。	平成19年3月31日に合併した。
3	新市の名称	新市の名称は、宇都宮市とする。	新市の名称は、宇都宮市とした。
4	新市の事務所の位置	新市の事務所の位置は、宇都宮市旭1丁目1番5号とする。	新市の事務所の位置は、宇都宮市旭1丁目1番5号とした。

【合併に基づく協議事項】

<主な取組（詳細は下表）>

〔No.5〕 議会の議員の定数： 45人+1人+4人 ⇒ 45人

〔No.8〕 一般職の職員数： 3,792人 ⇒ 3,281人

No.	協定項目	協定内容	合併からこれまでの取組状況
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。	1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職した。
		2 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。	2 合併後、最初に行われた一般選挙（平成19年4月22日執行）から、宇都宮市議会議員の定数を50人とした。

		3 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区 45 人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区 1 人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区 4 人とする。	3 合併後、最初に行われた一般選挙（平成 19 年 4 月 22 日執行）に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区 45 人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区 1 人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区 4 人とした。 なお、以降の一般選挙では選挙区を設けず、定数は、平成 23 年 4 月 24 日執行の一般選挙から 47 人、平成 27 年 4 月 26 日執行の一般選挙から 45 人とした。
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1 上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。 2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内町及び河内町はそれぞれ 6 人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は 40 人とする。 4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に 3 選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区、合計で 5 選挙区を設ける。 また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。	1 上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合した。 2 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内町及び河内町はそれぞれ 6 人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任した。 3 合併後、最初に行われた一般選挙（平成 20 年 7 月 6 日執行）から選挙委員の定数は 40 人とした。 4 合併後、最初に行われた一般選挙（平成 20 年 7 月 6 日執行）から選挙区は、宇都宮市に 3 選挙区、旧上河内町及び旧河内町にそれぞれ 1 選挙区、合計で 5 選挙区を設けた。 また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登載者数に比例して定めた。 ⇒ 旧宇都宮市 30 人、旧上河内町 10 人、旧河内町 10 人

7	地方税の取扱い	地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。 ただし、事業所税については、上河内町及び河内町の区域は、平成 19 年度は資産割及び従業者割ともに課税免除、平成 20 年度から平成 23 年度までは資産割は 1/2 課税、従業者割は全額課税とし、平成 24 年度から全額課税とする。 また、都市計画税については、上河内町の区域は、平成 19 年度から平成 21 年度までは課税免除とし、平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一する。	地方税の取扱いについては、合併年度は従前のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一した。 ただし、事業所税については、旧上河内町及び旧河内町の区域は、平成 19 年度は資産割及び従業者割ともに課税免除、平成 20 年度から平成 23 年度までは資産割は 1/2 課税、従業者割は全額課税とし、平成 24 年度から全額課税とした。 また、旧上河内町の区域における都市計画税については、平成 19 年度から平成 21 年度までは課税免除とし、平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一した（旧上河内町の区域には、市街化区域がなかったことから、平成 19 年度以降平成 28 年度まで都市計画税の課税実績はない。）。
8	一般職の身分の取扱い	1 一般職の職員（教育長を除く。）は、全て宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1 市 2 町の長が協議して別に定める。	1 一般職の職員（教育長を除く。）は、全て宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図った。 ⇒ 平成 19 年 4 月：3,792 人、平成 29 年 4 月：3,281 人 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の制度を適用し宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう対応した。

【その他の協議事項】

<主な取組（詳細は下表）>

- [No. 13] 支所の組織機構の見直し：2 支所 10 課 22 グループ ⇒ 2 支所 5 グループ
- [No. 17] 地域性の強い補助金、交付金の統廃合
- [No. 21-1] 旧上河内町代替バスのデマンド方式等への転換
- [No. 21-4] 連合自治会の設立
地域まちづくり組織の設立
- [No. 21-5] ごみ・し尿収集運搬業務の委託化
- [No. 21-7] 乳児健康診査の個人診査への移行
成人健康診査への予約システムの導入
- [No. 21-10] 地域主体による障害者社会参加推進イベントの実施
- [No. 21-12] 地域主体による祭り等のイベントの実施
上河内地域交流館の管理・運営の指定管理者制度への移行
- [No. 21-14] 道路、橋りょう等整備事業の段階的な実施
24 時間 365 日対応可能な道路保全業務の導入
- [No. 21-15] 中里原地区区画整理事業の終了
- [No. 21-18] 校舎大規模改造事業及び体育館整備事業の完了

No.	協定項目	協定内容	合併からこれまでの取組状況
9	地域自治制度の取扱い	Ⅲ－２参照	
10	財産の取扱い	上河内町及び河内町の財産（権利及び義務を含む。）は、全て宇都宮市に引き継ぐ。	上河内町及び河内町の財産（権利及び義務を含む。）は、全て宇都宮市に引き継いだ。
11	特別職の身分の取扱い	1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。 2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。 上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが、新市においても、引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準を基に調整し、別に定める。	1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとした。 上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職した。 2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとした。 上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職したが、平成 19 年 4 月に地域自治センター所長を支援する「参与」を設置した（平成 23 年 3 月廃止）。
12	条例、規則等の取扱い	宇都宮市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行う。	宇都宮市の条例、規則等を適用した。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行った。 ⇒ 41 件の条例を制定・改正、29 件の規則を制定・改正、4 件の訓令を改正、2 件の要綱を改正
13	事務組織及び機構の取扱い	1 現在の上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないよう配慮しつつ、段階的に見直しを図る。	1 上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とした。 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないよう配慮しつつ、段階的に見直しを図った。 ⇒ 【上河内地区市民センター】 平成 19 年 4 月：4 課 10 グループ 平成 29 年 4 月：2 グループ 【河内地区市民センター】 平成 19 年 4 月：6 課 12 グループ 平成 29 年 4 月：3 グループ

		3 上河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する。	3 上河内町及び河内町に置かれていた附属機関は廃止し、町から引き継いだ施設や事業に係るものについては、新市において附属機関を設置又は既設附属機関の対象に含めた。
14	一部事務組合の取扱い	1 市 2 町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2 町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1 市 2 町が該当するものについては、新市として引き続き加入する。	1 市 2 町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2 町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1 市 2 町が該当するものについては、新市として引き続き加入した。 ⇒・ 脱退：「常勤の職員に対する退職手当の支給」ほか 1 件 ・ 引き続き加入：「災害に係る損害補償」ほか 2 件
15	使用料，手数料等の取扱い	1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。 ただし、法定外公共物占用料については、宇都宮市の制度に統一する。	1 施設等の使用料については、原則として従前のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直している。 法定外公共物占用料については、宇都宮市の制度に統一した。 ⇒・ 平成 19 年度の見直しにおいては、同種の施設で整合を図るものを除き、旧町施設の使用料は据え置いた。 ・ 平成 23 年度の見直しにおいては、旧町施設について、新市の使用料等算定の考え方に基づき改定を行ったが、急激な料金引上げとなる 6 件については上限改定率を設定し改定を行った。 ・ 平成 28 年度の見直しにおいても、上限改定率に基づき改定を行った。
		2 手数料については、原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。	2 手数料については、原則として宇都宮市の制度に統一した。 墓園共用施設管理手数料及び一般廃棄物処理（し尿処理）手数料については、従前のまま新市に引き継ぎ、順次市の算定方法に基づき改定を行った。 ⇒・ 墓園共用施設管理手数料：平成 23 年度の全面見直しにおいて原価算定を行い料金据え置き ・ し尿処理手数料：平成 19 年度に廃棄物減量等推進審議会において答申を受け料金を改定し本市に統一

16	公共的団体等の取扱い	公共的団体等については、地方自治法第 157 条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として、合併時に統合するよう調整に努める。	公共的団体等については、地方自治法第 157 条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、主だった団体等は、合併の際に統合した。 ⇒ 未統合の「商工会議所と商工会」ほか 2 団体についても、窓口は一本化され、行政と連携しながら事業を実施している。
17	補助金、交付金等の取扱い	補助金、交付金等については、原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、統一に時間を要する補助金等については、各町の従来からの経緯、実情等に配慮しながら、調整を図る。	補助金、交付金等については、宇都宮市の制度に統一した。 ただし、地域性の強い補助金等については、段階的に調整し、平成 27 年度をもって統廃合を終了した。 ⇒ 【旧上河内町】 平成 26 年度から「地区体育祭交付金」「サマーフェスティバル交付金」を廃止、「産業祭交付金」を「協働の地域づくり補助金」に統合 【旧河内町】 ・ 平成 26 年度から「地区体育祭交付金」、「ハートフル運動会交付金」を廃止 ・ 平成 27 年度から「ふるさと産業まつり交付金」を「協働の地域づくり補助金」に統合
18	町名・字名の取扱い	町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画する。 ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。	町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として従前のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画した。 ただし、上記により同一の町名が生じることとなった「河内郡河内町大字大塚」については、宇都宮市の町名と紛らわしくないよう「上大塚町」にした。
19	慣行の取扱い	宇都宮市の制度に統一する。 なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。	各町の慣行については、宇都宮市の制度に統一した上で、各地域における特色あるまちづくりのシンボルとして活用されている。 ⇒ 旧上河内町：ゆず、旧河内町：サギソウなど

20	契約事務 の取扱い	契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一する。 ただし、平成 19 年度から平成 21 年度までに限り、上河内町及び河内町を施工場所とする 5,000 万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一する。 なお、3 年を経過しようとする平成 21 年度時点で、特に必要があると認められる場合においては、1 年間を限度に延長することができる。	契約事務については、原則として宇都宮市の制度に統一した。 ただし、平成 19 年度から旧上河内町及び旧河内町を施工場所とする 5,000 万円以下の工事については地域要件を設定し、各町内に本店を有する業者を優先指名することとし、平成 23 年度から宇都宮市の制度に統一した。
21 -1	交通関係 事業の取 扱い	1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。 2 市又は町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。 3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。	1 交通関係事業の取扱いについては、従前のまま新市に引き継いだ。 2 旧河内町の赤字バス路線（宝井線）の運行については、宇都宮市の他の赤字バス路線に対する補助制度との整合を図るため、継続事業として実施していたバス事業者との協定書に基づく赤字補填の仕組みを見直し、平成 24 年度から栃木県生活バス路線維持費補助金での対応に移行した。 3 旧上河内町の代替バス（定時・定路方式のみ）については、地域主体による研究会や検討委員会の検討結果を踏まえ、多様な地域ニーズに即した新たな公共交通として、平成 25 年 10 月から買い物や通院などの日中の移動ニーズに対応したデマンド方式と、朝夕の通勤・通学などの移動ニーズに対応した定時定路方式を効率的に組み合わせた交通体系への転換を図った。
21 -2	消防団関 係事業の 取扱い	1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は、分団とする。 2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。 3 消防団員の報酬及び費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。	1 旧上河内町及び旧河内町の消防団は、宇都宮市消防団と統合し、上河内分団、河内東分団、河内西分団とした。 2 消防団員については、宇都宮市消防団が引き継ぎ、条例定数 1,660 名から、2,150 名に改正した。 3 消防団員の報酬及び費用弁償については、宇都宮市の制度に統一した。

21 -3	国民健康保険関係事業の取扱い	1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。	2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は従前のとおりであったが、平成 19 年度から宇都宮市の制度に統一した。
21 -4	コミュニティ関係事業の取扱い	1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。	1 自治会組織については、それぞれの地域において連合組織が設立された。 ⇒・平成 19 年 3 月：河内地区連合自治会設立 ・平成 19 年 4 月：上河内地区連合自治会設立
		2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。	2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長とした。
		3 自治会への補助金等については、平成 20 年度から宇都宮市の制度に統一する。	3 自治会への補助金等については、平成 20 年度から宇都宮市の制度に統一した。
		4 コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく。	4 コミュニティ活動については、それぞれの地域において、地域まちづくり組織が設立された。また、地域まちづくり組織に対して、「協働の地域づくり支援事業補助金」を交付し、地域特性を生かしたまちづくりの支援を行っている。 ⇒・平成 21 年 1 月：河内地区まちづくり協議会設立 ・平成 22 年 2 月：上河内地区まちづくり協議会設立
21 -5	環境・清掃関係事業の取扱い	1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 環境・清掃事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。	2 環境基本計画については、宇都宮市の計画を基準に調整し、平成 20 年 4 月に旧 2 町を含めた新市域の環境基本計画として改定した。
		3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。	3 ごみ収集運搬業務については、合併時に「収集曜日」及び「収集頻度」を、平成 22 年度から「委託方式」をそれぞれ宇都宮市の制度に統一した。
		4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。	4 し尿収集運搬業務については、旧 2 町の区域において、合併時から「許可営業」により実施しているが、平成 30 年 4 月から宇都宮市の制度へ統一し、全市を対象とした業務委託を実施する。

21 -6	介護保険 関係事業 の取扱い	1 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 介護保険関係事務の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。	2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、旧1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱った。
		3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。	3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は従前のとおりであったが、平成19年度から宇都宮市の制度に統一した。
		4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。	4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、平成19年度から宇都宮市の制度に統一した。
21 -7	保健衛生 関係事業 の取扱い	1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。 ⇒ 旧2町の乳児健康診査を集団から個別健診に移行
		3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町及び河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。	3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。また、旧上河内町及び旧河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、両区域で実施する集団健診の予約受付を旧町の各保健センターで実施したが、平成28年度に全市を対象にした集団健診予約システムを導入し、予約受付の一元化を図った。
		4 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。	4 各市町で実施していた健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一した。
21 -8	社 会 福 祉・援護 関係事業 の取扱い	1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 社会福祉協議会補助金については、新市に移行後3年を目途に調整する。	2 社会福祉協議会補助金については、宇都宮市の実施事業を基準に拡充・継続・廃止の検討を行うとともに、新たな組織体制における人件費の対象範囲を整理するなど、合併後の事業展開・組織運営から判断して、必要な補助を行うよう調整し、見直した。
		3 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。	3 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継いだ。

		4 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。	4 上河内町及び河内町が実施していた日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施している。
21 -9	高齢者福祉関係事業の取扱い	1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、おおむね3年を目途に調整する。 3 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 4 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。	1 高齢者福祉関係事務の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整した。 2 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、平成20年度に宇都宮市の制度に統一した。 3 老人クラブ運営費助成については、平成19年度に宇都宮市の制度に統一した。 4 上河内町内で実施していた移送サービス事業については、地域特性を考慮し、従前のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施した。その後、利用者の減少と代替手段の整備が進んだことから平成27年3月末に廃止した。
21 -10	障害者福祉関係事業の取扱い	1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3年を目途に調整する。	1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。 2 障害者社会参加推進イベントについては、平成26年度に地域主体による実施に移行した。
21 -11	児童福祉関係事業の取扱い	1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 3 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。 2 こども医療費助成事業については、合併時に、宇都宮市の制度を基準に統一した。 3 保育料については、合併時に、宇都宮市の制度を基準に統一した。 4 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、合併時に宇都宮市の制度を基準に統一した。

		5 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後 2 年を目途に調整する。	5 放課後児童健全育成事業における運営については、平成 19 年度に新市で統一した留守家庭児童会事業を開始した。 なお、田原・岡本西小学校においては、引き続き、放課後児童健全育成事業を「留守家庭児童会事業」として実施している。 また、上河内東・上河内西・上河内中央・岡本・白沢・岡本北・田原西小学校では、放課後児童健全育成事業と併せて、地域の子育て支援事業を平日午前中に開設する「子どもの家事業」として実施している。
		6 河内町で実施している運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止する。	6 河内町で実施していた運営費補助（園外保育費）については、合併時に廃止した。
		7 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入れ、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。	7 上河内町及び河内町で実施していた特別保育事業（小学校低学年児童の受入れ、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止した。
21 -12	商業・観光・工業関係事業の取扱い	1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。	1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整した。
		2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。	2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一した。
		3 商工会議所及び商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。	3 商工会議所及び商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図り、段階的に見直している。
		4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間現行どおりとする。	4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、上河内町で実施していた「サマーフェスティバル」、「産業祭」については、平成 26 年度から上河内地区まちづくり協議会の事業に移行し、「ふれあいまつり」として実施している。
		5 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。	5 上河内町観光協会については、上河内町観光協会が、会員事業者に、宇都宮観光コンベンション協会への自主的な加入を呼びかけた上で、合併前に解散した。 ※ 旧河内町には、観光協会はなかった。

		6 上河内町の地域交流館の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、指定管理者制度への移行が妥当と判断した場合には、当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から、非公募とすることも含め検討する。	6 旧上河内町の地域交流館の運営体制については、合併後3年間は、合併時の体制のまま管理・運営を行った。平成22年度から指定管理者制度へ移行し、株式会社かみかわち温泉振興会を非公募で3年間の指定を行った。また、平成25年度の更新時から公募とし、当該団体を選定し、管理・運営を行っている。
21 -13	農林水産関係事業の取扱い	1 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地域等々は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き継ぐ。 5 農業公社については、合併時に統合できるよう調整する。 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに管理处分の統一に向け調整する。 ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成27年度まで）は、現行のまま新市に引き継ぐ。 上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。	1 農林水産関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準とした。 2 農業振興地域整備計画に基づく農用地域等々は、合併後の平成19年度に3市町の従前計画を統合した計画を策定し、平成20年度に新市域における新たな計画を策定した。 3 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整し、各町が独自に実施していた施策については、平成21年度から宇都宮市の制度を基準に統一化を図った。 4 農業金融対策事業における合併までの借入分については、従前のまま新市に引き継いだ。 5 農業公社については、合併時に統合した。 6 市町有林・部分林整備事業については、合併までに伐期など管理处分を統一した。 ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努めている。また、現在栃木県と契約している分収造林契約（平成27年度まで）は、従前のまま新市に引き継ぎ、その後、平成32年3月31日まで契約を延長した。 上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元することとした。

		7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。	7 農業集落排水施設の事業分担金については、従前のおり新市に引き継ぎ、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図った。 ⇒・平成 21 年 4 月に新市に統一 ・ただし、平成 23 年 3 月分までの使用料については、引上げ分の 1/2 相当を据え置く経過措置を設けた。
21 -14	建設関係 事業の取 扱い	1 道路、橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施する。また、道路、橋りょう等の整備計画については、段階的に調整する。	1 道路、橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施したが、継続中の事業もある。また、道路、橋りょう等の整備計画については、段階的に調整した。 未着手事業については、継続事業の進捗状況を踏まえるとともに、道路を取り巻く環境の変化を的確に捉え、整備の必要性について検討している。 ⇒【整備完了路線】 市道 13045 号線，市道 13047 号線，市道 20061 号線，市道 20065 号線，市道 20216 号線，市道 20227 号線，市道 20229 号線，市道 20271 号線， 【継続中の路線】 市道 10111 号線，市道 13125 号線，市道 20042 号線 【未着手の路線】 市道 13127 号線，市道 20354 号線
		2 道路、橋りょう等の維持管理及び修繕のうち、緊急、応急的な修繕の在り方等については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。	2 道路、橋りょう等の維持管理及び修繕のうち、緊急、応急的な修繕の在り方等については、平成 21 年度に 24 時間 365 日対応可能な、単価契約による「道路保全業務（旧市：60 社，旧上河内町：3 社，旧河内町 3 社）」を全市において導入し、緊急事案の発生に備えている。 平成 27 年度には、冠水時に市の依頼を待たずに道路アンダーの封鎖などを行う単価契約による「包括管理業務」を全市において導入し、道路の管理強化を図った。

		3 道路用地（幅員 7 メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。 ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。	3 道路用地（幅員 7 メートル未満の生活道路用地）については、寄付とした。 ただし、説明会を実施したもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収した。 ⇒【7 メートル未満買収路線】 市道 13045 号線, 市道 13047 号線, 市道 20216 号線, 市道 20227 号線, 市道 20229 号線, 市道 20271 号線
		4 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。	4 新市の河川整備に係る計画については、拠点形成の方向性や土地利用の進展、溢水被害の状況等を見極めながら河川ごとに必要に応じて策定している。 ⇒・ 奈坪川（平成 19 年度策定） ・ 越戸川（平成 22 年度策定）
		5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。	5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整した。 ⇒ 民間金融機関等の充実を受け、平成 19 年 4 月に住宅資金融資条例廃止
21 -15	都市計画 関係事業 の取扱い	1 合併後、新市全域での区域区分（線引き）については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。	1 平成 28 年 3 月に宇都宮都市計画区域及び上河内都市計画区域の統合と、それに伴う区域区分（線引き）の変更を行った。
		2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。	2 都市計画道路の整備については、区画整理地内の継続事業について新市において引き続き実施した。 未着手路線の取扱いについては、現在継続中の整備路線の整備完了後、段階的に調整している。 ⇒【都市計画道路の改良率】 平成 28 年 3 月：81.4%
		3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。	3 区画整理事業計画については、新市において、平成 22 年 4 月に「第 2 次都市計画マスタープラン」を策定し、全市的な観点から段階的に実施している。 ⇒・ 平松第三地区（平成 26 年度に事業終了） ・ 小幡・清住地区（事業期間：平成 25 年度から 39 年度まで）

		4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。	4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、事務事業を新市に引き継いで実施している。 ⇒・ 中里原地区（平成 23 年度に事業終了） ・ 岡本駅西地区（事業期間：平成 6 年度から 35 年度まで）
21 -16	水道関係事業の取扱い	1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。 2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。 3 水道料金は利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3～5 年で段階的に調整する。 4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。	1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合した。 2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、原則として宇都宮市の制度を基準に、平成 21 年 7 月に新しい計画を策定した。 3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金審議会において審議し調整を行った。 ⇒ 平成 22 年 4 月使用分から新料金を適用 4 水道加入金は、合併時に宇都宮市の料金制度に統一した。
21 -17	下水道関係事業の取扱い	1 下水道事業は、合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。 2 下水道全体計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後 3 年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3～5 年で段階的に調整する。 6 下水道受益者負担金及び分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。 ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行のとおりとする。	1 下水道事業は、合併時に宇都宮市の下水道事業に統合した。 2 下水道全体計画は、原則として宇都宮市の制度を基準に、平成 21 年 3 月に見直しを行い、「宇都宮市生活排水処理基本計画」の改定に反映した。 3 下水道事業認可は、従前の認可区域をそのまま引き継いだ。 4 公共下水道の整備は、従前の整備計画を段階的に調整し、平成 21 年 3 月に整備計画（事業認可）を見直した。 5 下水道使用料は、水道料金等審議会において審議し、平成 22 年 4 月使用分から適用した。 ただし、平成 23 年 3 月までの使用料については、利用者の負担等を考慮し、引上げ分の 1/2 相当を据え置く経過措置を設けた。 6 下水道受益者負担金及び分担金については、宇都宮市の料金制度に統一した。 ただし、上河内町及び河内町が定めた合併前の認可区域の単位負担金額は従前のとおりとした。

21 -18	学校教育 関係事業 の取扱い	1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。	1 学校の通学区域については、平成16年2月策定の「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施計画」に基づき、合併に伴う旧町境の通学区域について、学校規模や通学条件、地理的条件、地域活動などを考慮しながら、見直した。 ⇒【著しく学校が隣接する地区（御幸が原小学校及び海道小学校と岡本西小学校）】 釜井台や奈坪地区の地域活動が岡本西小学校を中心としている実情を考慮し、現状維持とする。 【遠距離通学地区・町境が入り組んでいる地区（海道小学校と田原小学校）】 自治会の加入実態を考慮し、川俣町に入り組んでいる上大塚町の一部の区域について、田原小学校から海道小学校へ通学区域を変更した。
		2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。 また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。	2 学校給食については、各町の調理方式（共同調理方式（上河内町）、単独調理方式（河内町））を維持したまま新市に引き継いだ。 また、給食費の算定方法については、従前のおり保護者の費用負担を「食材費のみ」としており、全市的に統一されている。
		3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。	3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について、より詳細な第2次診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込み、旧町の耐震化については平成26年度までに全て完了した。
21 -19	社会教育 関係事業 の取扱い	1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。	1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体を統合した。

		2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。 ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。	2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化した。 ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、継続的に取り組んでいる。 ⇒【地域性が強く、実施の必要性の高い事業】 ・ 「上河内町ライフアップセミナー」…上河内生涯学習センターの主催事業として実施 ・ 「生涯学習センター文化祭」…上河内・河内地域文化祭として実施
--	--	---	---

【合併まちづくり計画】

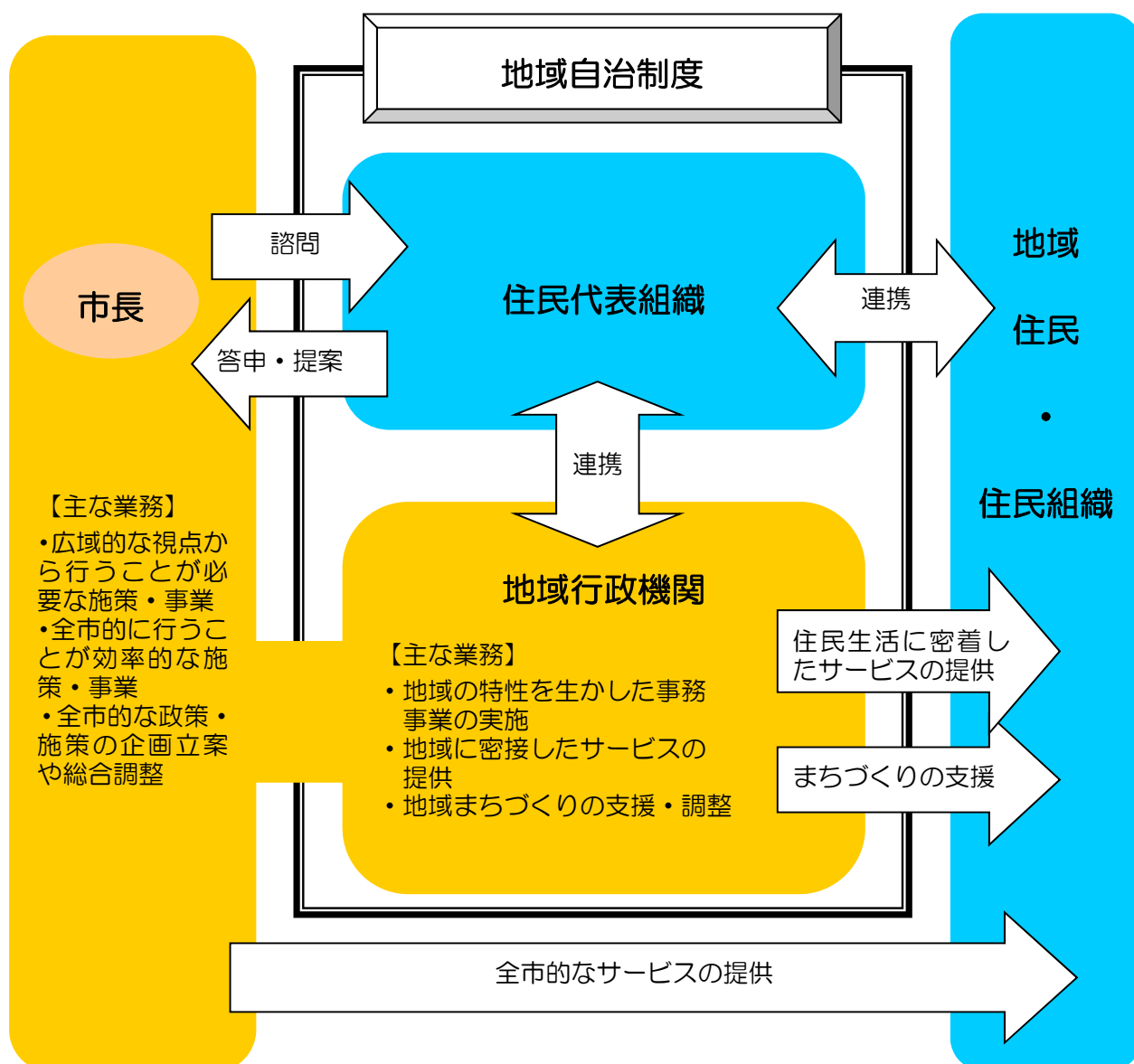
22	合併まちづくり計画	Ⅲ－３参照
----	-----------	-------

2 地域自治制度について

(1) 地域自治制度の概要

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、多様化・高度化する地域の課題に対応できる地域主体のまちづくりを推進していくため、「身近な場所での総合的なサービスの提供」と「魅力ある地域づくりを通した豊かさの創出」を目指すものとして、今後の宇都宮市全体の発展に資するよう、目的を同じくする旧市域の地区行政を先導する制度として上河内・河内地域に導入した。

「身近な場所での総合的なサービスの提供」については、市民に身近な窓口サービスを提供するとともに、地域住民が主体となったまちづくりの支援・調整等を担う地域行政機関として、「地域自治センター」を設置し、「魅力ある地域づくりを通した豊かさの創出」については、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行い、住民一人一人が実感できる豊かさを創出するため、地域住民を代表する組織として「地域自治会議」を市の附属機関として設置した。



【地域自治制度のイメージ】

(2) これまでの取組状況

ア 上河内・河内地域

- ・ 市町合併したことにより、「知的障がい者・精神障がい者交通費助成」や「高齢者外出支援（バスカードの交付）」など保健福祉分野等の業務を中核市として一体的に実施するなど、事務処理の迅速化・円滑化が図られ、市民のニーズに即した、きめ細かな行政サービスを提供することができるようになり、住民サービスの水準が向上した。
- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関においてのみ取り扱っていた業務（２１２業務）のうち、「行政の効率性の確保」の観点から８９業務を業務本課に集約し、併せて、簡素で各分野が横断的に対応できる組織体制を構築した。
- ・ 地域自治会議が、合併まちづくり計画主要事業（Ⅲ－３参照）の執行状況に関する答申を行ってきたことにより、「地域自治センター整備事業」や「道路新設改良事業」、「公共下水道整備事業」などの住民の意思が反映された施策・事業が円滑に進捗し、地域環境が整ってきた。
- ・ 地域まちづくり組織として「まちづくり協議会」が設立され、地域自治会議における地域まちづくりに関する施策の提案も参考にしながら、まちづくり協議会において地域まちづくり計画（地域ビジョン）策定の取組が進められてきた。

イ 宇都宮地域

- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関及び本庁においてのみ取り扱っていた業務（２１２業務）のうち、「市民の利便性の向上」の観点から１２３業務を地区市民センター等へ拡充したことにより、全ての地域行政機関における申請書等の取扱い件数は、合併時と比較して約２０パーセント増加した。

＜地区市民センター等に拡充した主な業務＞

- ・ 高齢者の居宅サービス計画の届出の受付（高齢福祉課）。
 - ・ 身体障がい者手帳の認定・交付の受付（障がい福祉課）。
 - ・ 障がい者の舗装具の交付の更新受付（障がい福祉課）。
 - ・ 特定疾患患者福祉手当の受付（障がい福祉課）。
 - ・ 重度心身障がい者タクシー料金助成の受付（障がい福祉課）。
 - ・ 農業者年金に関する現況届の受付（農業委員会事務局）。
- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関において幅広く取扱っていた産業土木分野を含めた市民生活に関わりが深い相談や要望の受付などは、地区市民センター等の地域まちづくりに関する機能に波及させてきた。

地域自治会議は合併まちづくり計画主要事業の執行状況に関する答申を行うとともに、合併まちづくり計画に掲げられた地域の目標である「自然と人が共生し、安心して暮らせる活力あふれる地域」を実現するため、2年ごとに「地域のまちづくりに関する施策の提案」を行ってきた。

【地域自治会議からの最終答申（平成28年8月）の主な内容】

- ・ 中里原及び岡本駅西土地区画整理事業が着実に進められ良好な居住環境が形成されつつある。
- ・ JR岡本駅が整備され、誰もが利用しやすく利便性が向上した。
- ・ 地域自治センター（現地区市民センター）が生涯学習センターと一体的に整備され、地域活動や人材育成をより一層精力的に行えるようになった。

【地域のまちづくりに関する施策の提案】

期	上河内自治会議	河内自治会議
第1期 （平成19～20年度）	地域の目標像を実現するため「まちづくりの3本の柱」と「7つの施策」を策定	「暮らしやすく、触れ合いや交流に満ちた地域に向けて」をテーマに議論し、健康で明るく暮らせるまちの創造と次代を築く人材の育成を提案
第2期 （平成21～22年度）	まちづくりのテーマごとに現状と課題を整理し、目標と達成のための方策や実行プランを策定し「産業・交通・経済」について提案	「住みやすく、生き生きとした地域を目指して」をテーマに議論し、3本の柱を基に7つの施策を提案
第3期 （平成23～24年度）	東日本大震災の教訓を踏まえた相互扶助の重要性を踏まえ、地域の現状と課題を整理し、「子育て・教育」「環境・景観・防災・上下水」「健康・福祉」について提案	住民自治の観点から、地域の多くの人の意見を集約し、地域の課題を自分事として常に意識する取組を行うことを確認し、「教育・文化、健全育成」について提案
第4期 （平成25～26年度）	地域の現状や社会情勢等を踏まえ、「産業・交通・経済」の提案の検証・評価を行い提案	地域の現状と課題、目標や実現方策について議論し「福祉・健康・安全・安心」及び「産業・経済・観光」について提案
第5期 （平成27～28年度）	提案内容全体の検証・評価を行い、集大成として最終提案書をまとめる。	「自然環境、都市環境」について現状と課題、目標や実現方策について取組及び集大成として最終提案書をまとめる。

(3) 制度導入による成果

ア 地域行政機関の機能強化

地区市民センター等への取扱業務の拡充により、市民の窓口として、幅広い相談受付や意見聴取を行うなど、全市の地域行政機関における地域の拠点としての機能が強化され、市民意識調査においても「地域行政機関を利用しやすい」と回答する市民の割合が上昇している（平成28年度67.7パーセント）。

イ 住民主体のまちづくりの推進

地域自治会議が、合併まちづくり計画主要事業の執行状況の確認や地域まちづくりに関する提案などを通して、行政と地域のパイプ役としての役割を果たし、地域住民の総意形成の礎を築いたことにより、上河内・河内地域において、魅力ある地域づくりに向けた仕組みが構築され、住民主体のまちづくりが推進されている。

3 合併まちづくり計画について

「合併まちづくり計画」（計画期間：平成18～28年度）は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、宇都宮、上河内及び河内の3つの地域の合併後の円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図るための基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを定めたものである。

本市においては、「合併まちづくり計画」と、その中で位置付けたまちづくりの方向性や施策・事業を踏まえて策定した「第5次宇都宮市総合計画（平成20年3月策定）」に基づき、新市全体の発展に向けて取組を進めてきた。

【合併まちづくり計画の構成】

● まちづくりの将来像

「躍動する市民 魅力あふれる地域 明日の活力を育む都市 うつのみや」

● 施策の大綱

・ 一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で均衡がとれた都市を創造

・ 個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教え合う、人間性豊かな地域を創造

・ 人・モノ・情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・モノ・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造

(1) これまでの取組状況

「合併まちづくり計画」に位置付けた事業については、全ての事業（46事業）において、完了又は実施中となっており、各地域の特色を生かしたまちづくりが着実に進められている。

区 分	宇都宮地域	上河内地域	河内地域	合 計
完了した施策・事業	6	8	7 (※)	21
実施中の施策・事業	15	5	5	25
合 計	21	13	12	46

※ 事業を実施しないこととなった農村公園等整備事業を含む。

(2) 各地域における事業の進捗状況

【宇都宮地域】

① 地域づくりの基本方針

高次な都市機能を有し、多くの人々が訪れ、過ごす、北関東の中核拠点都市としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化などの都市機能の拡充・強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進する。

② 主要施策・事業の実施状況

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
1	都市計画道路整備事業	・鶴田・宝木線，産業通り（陽東，陽南），宇都宮日光線を整備中	実施中
2	道路新設改良事業	・市道 319 号線，市道 2688 号線（岩曾中通り）ほか 442 路線を整備完了 ・863 号線（山崎街道），市道 5340 号線（みずほの通り）ほか 49 路線を整備中	実施中
3	新交通システムの導入	・H24：「東西基幹公共交通の実現に向けた基本方針」の策定 ・H25：「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の設置 ・H27：官民連携の運営会社の設立 ：「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」の策定 ：「軌道運送高度化実施計画」の策定（国に計画認定（特許）申請） ・H28：都市計画決定 「軌道運送高度化実施計画」の認定（軌道事業の特許取得）	実施中

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
4	ごみ処理施設等整備事業	・H21：プラスチック製容器包装資源化施設（エコプラセンター下荒針）の供用開始 ・中間処理施設（（仮称）新北清掃センター）の整備を推進中 ・新最終処分場（（仮称）第2エコパーク）の整備を推進中	実施中
5	上水道拡張事業	・第6期水道拡張事業計画に基づき，配水管網や各浄水場等の整備・更新を推進中 ※水道普及率の推移（総人口に対する供用人口の割合） 【市全域】：平成 27 年度末現在 98.1%（参考：平成 16 年度末現在 97.9%） 【宇都宮地域】：平成 27 年度末現在 98.6%（※）（参考：平成 16 年度末現在 98.5%） ※計画的に上水道拡張に取り組んできたが，総人口の増加に伴い，平成 16 年度と 27 年度の割合が同等になっている。	実施中

6	公共下水道整備事業	・管渠や各水再生センター等の整備・更新を推進中 ※下水道普及率の推移（総人口に対する供用人口の割合） 【市全域】：平成 27 年度末現在 84.7%（参考：平成 17 年度末現在 79.5%） 【宇都宮地域】：平成 27 年度末現在 87.8%（参考：平成 17 年度末現在 84.8%）	実施中
---	-----------	---	-----

◇ 健康で安心して生活できるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
7	高齢者福祉施設整備事業	・施設サービス（広域型特別養護老人ホームなど）H18～27：11 施設整備，H28：1 施設整備済，1 施設整備中（H29.4 竣工） ・地域密着型サービス（地域密着型特別養護老人ホームなど）H18～27：38 施設整備，H28：6 施設整備済，1 施設整備中など計画的に施設整備を推進中 ・H22：民設・民営による養護・軽費老人ホーム「アオーラ而今」の供用開始	実施中
8	児童の健全育成環境の整備	・青少年の居場所（放課後など小学生を中心に交流の場などを提供）：17 か所設置（平成 18～28 年度） ・宮っこステーション（放課後における児童の安全安心な居場所の設置）：52 か所設置（平成 19～28 年度）など，児童の健全育成環境の整備を推進中	実施中
9	児童福祉施設の整備・充実	・H18：公立保育園（西部保育園）の整備 ・私立保育園の新設・建替（H18～28：48 施設整備済） ・認定こども園の整備促進（H18～28：17 施設整備済） ・認可事業である地域型保育事業の整備促進（H27：29 事業整備，H28：10 事業整備など，児童福祉施設の整備・充実を推進中	実施中
10	新斎場の整備	・H20：宇都宮市斎場「宇都宮市悠久の丘」の供用開始	完了 (H20)

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 市民・地域自治を培うまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
11	地域コミュニティセンター整備事業	・～H28：中心部 27 地域への地域コミュニティセンターの整備・中央地域コミュニティセンター等の整備を推進中	実施中
12	小中学校校舎整備事業	・校舎耐震補強・大規模改造（西原小学校ほか 55 校）	完了 (H28)
13	小中学校体育館・武道場整備事業	・体育館改築（星が丘中学校ほか 22 校） ・体育館耐震補強（御幸小学校ほか 29 校）	完了 (H28)

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
14	図書館整備事業	・ H23：宇都宮市立南図書館の供用開始	完了 (H23)

◆ 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

◇ 魅力とにぎわいのあるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
15	宇都宮駅東口地区整備事業	・ H17～21：宇都宮駅東口土地地区画整理事業 ・ H18～22：駅前広場，自転車駐輪場，東西自由通路の整備など ・ H25～：宇都宮駅東口地区の整備に係る対話型市場調査の実施など，事業化に向けた検討	実施中
16	市街地再開発事業の推進	・ H19：宇都宮馬場通り中央地区市街地再開発事業の竣工 ・ H22：宇都宮馬場通り西地区，宇都宮駅西口第四B地区市街地再開発事業の竣工 ・ H27：宇都宮大手地区市街地再開発事業の着工（H30：竣工予定）	実施中
17	（仮称）市民プラザ整備	・ H19：うつのみや表参道スクエアビル内に「宇都宮市民プラザ」を供用開始	完了 (H19)
18	都心部道路景観の整備	・ H16～18：市道6号線（御橋通り） ・ H18～19：市道5・84号線（宇都宮城址公園周辺道路） ・ H21～22：市道2・34号線 ・ H25～：市道3号線（ユニオン通り）	実施中
19	雀宮駅周辺地域整備	・ H22：駅関連施設（橋上駅舎，東西自由通路），東口駅前広場，駐車場，駐輪場等の供用開始 ・ H23：宇都宮市立南図書館の供用開始 ・ H24：西口駅前広場の供用開始	完了 (H24)
20	土地地区画整理事業（宇都宮大学東南部第1ほか）	・ 完了地区：宇都宮駅東口，城東，鶴田第1，平松本町第三地区など，計8地区 ・ 施行中地区：宇都宮大学東南部第1，宇都宮大学東南部第2，鶴田第2，小幡清住地区の計4地区	実施中

◇ 豊かで活力あるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
21	次世代モビリティ産業の集積促進	・ H18～：「次世代モビリティ産業集積促進会議」の運営（H25～「うつのみや次世代産業イノベーション推進会議」） ・ H18～：「企業立地補助金・企業拡大再投資補助金」による支援実績9件 ・ H24～：「新産業創出支援事業（成長分野の新商品開発を行う中小企業等を支援するもの）」による支援実績16件	実施中

【上河内地域】

① 地域づくりの基本方針

水と杜に育まれた自然と人が共生し、安心して暮らすことができる生活環境が整い、活力と魅力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する地域環境の整備を推進する。

② 主要施策・事業の実施状況

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
1	道路新設改良事業	・ H23：市道 13045 号線，市道 13047 号線の整備完了 ・ 市道 10111 号線（県道整備と合せて整備予定），市道 13125 号線を整備中	実施中
2	スマート I C 恒久設置事業	・ H19：ハーフインター方式により供用開始 ・ H22：フルインター方式により供用開始	完了 (H22)

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
3	上水道事業統合整備	・ H25：安定給水確保のため，東部・西部地区を結ぶ東西連絡管の整備完了 ※市民皆水道に向け更なる整備を推進中 ※水道普及率の推移（総人口に対する供用人口の割合） 【上河内地域】：平成 27 年度末現在 92.8%（※）（参考：平成 16 年度末現在 95.4%） ※計画的に上水道事業統合整備を進めてきたが，上河内地域の供用人口の減少に伴い，平成 27 年度の割合が平成 16 年度の割合を下回っている。	完了 (H25)
4	公共下水道整備事業	・ H19～：污水管渠等を計画的に整備中 ※下水道普及率の推移（総人口に対する供用人口の割合） 【上河内地域】：平成 27 年度末現在 39.8%（参考：平成 17 年度末現在 12.2%）	実施中

◇ 健康で安心して生活できるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
5	児童の健全育成環境の整備	・ H19：「上河内中央小子どもの家」建設工事完了 ・ H20：「上河内中央小子どもの家」，「上河内西小子どもの家」設置 ・ H25：「上河内東小子どもの家」建設工事完了 ※ H26：「上河内東小子どもの家」設置	完了 (H25)

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
6	中学校校舎整備事業	・ H25：校舎耐震化工事完了	完了 (H25)
7	中学校体育館整備事業	・ H22：武道場新築工事完了 ・ H26：体育館耐震化工事完了	完了 (H26)
8	生涯学習センター整備事業	・ H26：上河内生涯学習センターと上河内地域自治センターとの一体的整備 ・ H26：基本設計・実施設計 ・ H27：改修工事着工 ・ H28：改修工事竣工，上河内生涯センターと上河内地域自治センター供用開始 ※駐車場整備工事（平成 29 年 9 月完了予定）	完了 (H28)

◆ 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

◇ 魅力とにぎわいのあるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
9	中里原土地区画整理事業	・ H23：土地区画整理事業完了 （面積：約 14.4ha）	完了 (H23)

◇ 豊かで活力あるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備 考
10	農産物直売所等整備事業	・ 地域自治会議において，新たな直売所整備に代えて，ソフト事業を実施することで合意し，平成 24 年度から農産物直売所利用促進等に対する支援事業を継続的に実施中	実施中
11	農道整備事業	・ H19～：農道舗装整備中 ※平成 27 年度末の整備率：46.1%	実施中
12	林道整備事業	・ H20：林道今里羽黒山線改良工事完了 ・ H21：林道矢白線舗装工事完了 高速道路高架橋剥離防止工事完了（天ヶ沢橋，前久保橋，山口橋）	完了 (H21)
13	地域交流館整備事業	・ H22～：指定管理者制度導入 ・ H23：「自転車の駅」を設置 施設の適正な維持管理のために必要な整備，修繕工事を実施	実施中

【河内地域】

① 地域づくりの基本方針

豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、ふれあい交流に満ちた地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進する。

② 主要施策・事業の実施状況

◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

◇ 快適に移動できるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
1	道路新設改良事業	・市道 20216 号線, 市道 20299 号線, 市道 20271 号線ほか 2 路線を整備完了 ・市道 20042 号線, 市道 20227 号線を整備中 ・市道 20354 号線は, 整備検討中	実施中

◇ 良好な生活基盤を備えたまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
2	公共下水道整備事業	・みづろ管渠や水再生センター等の整備を推進中 ※下水道普及率の推移（総人口に対する供用人口の割合） 【河内地域】：平成 27 年度末現在 56.1%（参考：平成 17 年度末現在 30.4%）	実施中

◆ 個性と特性を生かした地域の創造

◇ 市民・地域自治を培うまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
3	地域自治拠点整備事業	- 河内地域自治センターと河内生涯学習センターとの一体的整備 ・H25～：基本設計・実施設計 ・H26～：改築工事着工 ・H27：改築工事竣工，河内地域自治センターと河内生涯学習センター供用開始 ※ 駐車場整備工事（平成 29 年 3 月完了）	完了 (H27)

◇ 豊かな人間性を育むまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
4	小中学校校舎整備事業	・H26：校舎耐震補強の完了（田原小学校ほか 4 校）	完了 (H26)
5	小中学校体育館整備事業	・H22：体育館耐震補強の完了（岡本西小学校ほか 1 校）	完了 (H22)
6	小中学校プール整備事業	・H20～：プールろ過設備改修（岡本西小学校，田原小学校，岡本小学校整備済） ・H21～：プール塗装（田原西小学校，岡本西小学校整備済） ・H27～：プール附属棟機械室改築（岡本小学校整備済）	完了 (H28)

7	中央公民館改修整備事業	河内生涯学習センターと河内地域自治センターとの一体的整備 ・H25～：基本設計・実施設計 ・H26～：改築工事着工 ・H27：改築工事竣工，河内生涯学習センターと河内地域自治センター供用開始 ※ 駐車場整備工事（平成 29 年 3 月完了）	完了 (H27)
8	総合運動公園整備事業	・H19～21:多目的広場整備工事 ※ H22：河内総合運動公園の供用開始	完了 (H21)

◆ 人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

◇ 魅力とにぎわいのあるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
9	岡本駅西土地地区画整理事業	・施工中地区：岡本駅西（施工期間：H6～H35） ※平成 28 年度末の進捗率（目標値の事業費 26,000 百万円に対する実績累計の金額の割合）：57.4% (参考：平成 19 年度末現在 26.4%)	実施中
10	岡本駅前周辺整備事業	・H26～：東西自由通路，橋上駅舎工事 ・H26～：西口駅前広場築造工事 ・H28：東西自由通路・橋上駅舎，西口自転車駐車場の供用開始（7/1） 西口駅前広場完成（3月） ・H29～：東口駅前広場の再整備	実施中

◇ 豊かで活力あるまちづくり

No.	事業名	主な実績	備考
11	農村公園等整備事業	・平成 28 年 4 月 河内自治会議において，下田原南部地区の農村公園の整備をしないことについて報告，会議で了承	(※)
12	農道整備事業	・下ヶ橋河原地区 整備中 ・下田原南部地区 整備中 ※平成 27 年度末の整備率：84.6%	実施中

※ 農村公園等整備事業は地元との協議により，事業を実施しないこととなった。

(3) 財政計画

ア 普通会計決算額の推移

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度 (1市2町)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
市 税	91,619	97,854	95,369	88,743	88,274	88,670	87,875	89,253	93,081	91,926
国・県支出金	24,088	26,078	35,734	32,481	37,984	38,453	37,460	39,635	40,545	44,123
繰入金・繰越金	8,387	8,452	7,950	18,793	10,727	4,979	4,877	4,998	7,929	8,623
市 債	7,992	6,837	7,560	14,940	16,884	13,470	13,473	13,145	12,027	10,992
そ の 他	38,789	32,742	32,294	35,745	43,643	46,756	44,172	44,385	45,114	45,329
計	170,875	171,963	178,907	190,702	197,512	192,328	187,857	191,416	198,696	200,993

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	18年度 (1市2町)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人 件 費	32,727	33,228	34,043	34,085	33,692	31,880	31,549	30,221	30,448	30,473
扶 助 費	24,039	26,253	27,909	30,410	39,014	41,433	42,523	43,612	46,162	49,301
公 債 費	17,374	17,681	18,133	17,988	17,488	17,380	17,001	16,842	15,871	15,034
投資的経費	29,301	28,462	26,591	30,663	33,488	24,004	22,675	24,887	24,410	28,055
そ の 他	56,206	59,265	59,906	72,899	69,597	72,491	68,957	69,835	75,546	73,972
計	159,647	164,889	166,582	186,045	193,279	187,188	182,705	185,397	192,437	196,835

イ 財政指標の推移

	18年度 (1市2町)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
経常収支比率(%)	84.0	85.5	88.9	92.1	93.4	90.6	93.1	90.8	90.4	90.9
公債費負担比率(%)	13.8	14.2	14.7	14.2	14.3	14.3	14.4	14.0	12.8	12.4
市債残高(億円)	1,446	1,366	1,286	1,278	1,293	1,274	1,256	1,235	1,210	1,180
基金残高(億円)	257	311	315	270	232	239	250	269	289	299

- (備考) ・経常収支比率及び公債費負担比率は財政構造の柔軟性を示す指標で、低いほど良い
 ・基金は財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金の合計

ウ 財政計画の総括

① 市税収入

- ・世界同時不況の影響などにより平成21年度以降急速に減少したが、平成27年度には919億まで回復した。

② 扶助費

- ・少子高齢化の進展などにより年々増加し、平成27年度には平成18年度の約2倍となる493億円となった。

③ 経常収支比率

- ・市税収入の減少や扶助費の増加に伴い平成21年度以降90パーセント台で推移しているものの、市債残高は元金償還額以内での市債発行に努めてきたことから減少しており、公債費負担比率も低下している。

④ 基金残高

- ・ 決算剰余金等を活用し涵養を図ってきたことから増加傾向にある。

⑤ 財政指標

- ・ 国内景気の低迷に伴い一時的に悪化したが、その後は改善傾向にあり、財政の健全性は合併後も十分に確保している。

Ⅳ 合併の総括

合併に関する主要な取組については、以下のとおり進捗してきている。

- ・ 合併協定書については、全22項目の協定内容の基礎となる2,062事業の調整が終了し、全ての協定内容が達成されている。
- ・ 地域自治制度については、制度導入により、全市域において地域特性を生かした「魅力ある地域づくりの推進」が図られるとともに、宇都宮地域の地域行政機関におけるサービスが上河内・河内地域のサービスレベルにまで引き上げられ、「身近な場所での総合的なサービスの提供」が実現された。
- ・ 合併まちづくり計画については、地域ごとに体系化した全ての施策事業が、現在、完了又は実施中となっており、同計画に掲げた「一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり」や、「個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり」、「人・モノ・情報が活発に交流するまちづくり」が着実に進展している。

以上のことを踏まえた合併の総括として、まず、合併以降において、上河内及び河内地域における中核市としての業務の取扱いの開始や、宇都宮地域における地区市民センター等への取扱業務の拡充など、新たに多くの行政サービスが提供されたことにより、住民の日常生活圏に対応した利便性の維持・向上が図られた。

また、地域自治制度の導入に伴い設置された地域自治会議が地域住民の総意形成の礎を築くなど、住民の意思が反映された施策・事業の円滑な推進により、住民による地域の特色を生かした主体的なまちづくりが定着した。

さらに、合併まちづくり計画の推進に当たっては、効率的かつ安定的な行財政運営の確立等を図りながら、各種主要事業を着実に実施し、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応してきた。とりわけ、地域経済・産業の発展に資する雀宮駅周辺地域整備事業や上河内スマートＩＣ恒久設置事業、岡本駅前周辺整備事業、中里原・岡本駅西土地区画整理事業などが進展することにより、市内各地域において本市が目指すネットワーク型コンパクトシティにおける地域拠点としての都市機能が高まったこと。

これらのことから、住民の利便性の向上や住民主体のまちづくりの推進、地域拠点としての都市機能の向上などを目指す合併の所期の目的は達成されおり、本合併による効果が十分に現れてきている。

V 持続的に発展するまち・うつのみやを目指して

平成29年3月31日をもって、宇都宮市が旧上河内町及び旧河内町と合併し、北関東で初めての人口50万都市となってから10年が経過した。

この10年間に於いて、「合併協定書」の協定内容に基づく事務事業や各種制度の統一などとともに、「地域自治制度」の導入による地域主体のまちづくりの推進及び市民の利便性の向上、「合併まちづくり計画」に基づく施策・事業の推進など、本市全体の発展に取り組んできたところであり、全国的には人口減少局面となる中、本市においては、人口が約52万人に増加するとともに、各種民間調査で、人口50万人以上の都市における住みよさ度が、4年連続全国1位となるなど、市全体が着実に発展してきたところである。

合併により、上河内・河内地域が持つ歴史・文化・人材などの地域資源を新たに加え、新市全体で本市の魅力と活力が向上するとともに、全市域において窓口サービスの拡充による市民の利便性向上や地域の特色を生かした住民主体のまちづくりの推進、地域拠点における都市機能の向上などが図られてきたところである。

今後については、本市が直面する少子・超高齢化、人口減少社会においても、将来にわたって持続的に発展することができるよう、これまでの本市の成り立ちや地域が持つ歴史・文化などを生かした特色ある「まちづくり」をより一層推進していくとともに、市民、地域、企業、行政が本市の目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の将来の姿を共有しながら、一体となって「まちづくり」に取り組み、今を生きる市民と、将来を担う子どもたちのために、日本の中でひとときわ光り輝く「未来都市うつのみや」を築き上げていく。